

【施策の柱とH29年度の主な取組み概要】

施策の柱1 文化財の調査・研究

「施策の柱」現状・課題等を記載しています。

【調査・研究の推進】

市内に所在する文化財等については、指定文化財や郷土資料室に収蔵されている資料の調査のほか、下野谷遺跡等、埋蔵文化財包蔵地での試掘、内容確認調査等が実施されてきました。また、歴史的建造物の悉皆調査やお囃子、わらべうた等の民俗資料等についても一定の調査が実施され、記録が残されています。

こうした有形・無形の文化財の調査・保存が進められている一方、都市化の進展に伴い、失われている例もあり、その保護を目的とし、市内の文化財にどのようなものがあるのか、全体を把握することが求められています。

【収蔵資料のデータベース構築】

文化財を地域の財産として次の世代に受け継いでいくために、文化財のデータベース化等を進めること、デジタル化による文化財等資料の保存が求められています。現在、郷土資料室では、民具資料等の収蔵文化財のデータベース化が進められています。将来的には活用しやすい環境づくりとして公開を視野に入れ、引き続きデータベース化を進めるとともに、文化財等資料のデジタル化について検討を進める必要があります。

【文化財の新たな価値づけ】

文化財を市民共通の財産として保存・活用するために、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに、一定のテーマのもとで総合的にとらえて魅力的な物語としてわかりやすく伝える視点を取り入れ、新たな価値づけを行います。

欄内上部の記載はH29年度に各課が実施した主な取組みです。空欄に、資料4-2「取組概要」をもとに、施策の方向、取組みなどへの御意見を御記入ください。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組みが必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

1-1 文化財の計画的で総合的な調査の推進

下野谷遺跡を含めた埋蔵文化財の調査・市指定文化財の現況調査・かつての産業や景観についての調査・天神社の総合調査と調査員制度の導入に関する検討・伝統文化の現状調査などを実施した。

1-2 文化財の記録

下野谷遺跡ならびに郷土資料室収蔵品のデータベースを更新した。シンポジウムの記録集を刊行した。図書館所蔵資料の計画的な電子化と電子資料の提供を行った。

施策の柱2 文化財の保存管理の推進

【これまでの制度整備】

本市では、文化財の保存・活用に当たり、平成13年に「西東京市文化財保護条例」を制定し、平成15年には「西東京市文化財指定基準」を設ける等の制度面の整備を進めてきました。

【持続可能な保護制度・施策】

文化財の保存・活用を進めるために、文化財保護制度と関連する諸制度を活用し、文化財とその周辺環境を一体的に保全・保護することも視野に入れ、その文化財を体系的に位置付け、一貫性をもった措置を講じる必要があります。

【必要な支援制度の整備・充実】

文化財の保存に当たり、文化財の特性や所有・管理状況に応じた適切な対応・支援が必要です。維持管理等の相談対応や修復に当たっての負担軽減等の支援の充実も重要です。

【市登録文化財制度の導入検討】

文化財の保存に当たり、指定制度よりも、広範囲で柔軟に文化財を保護する制度として、登録文化財制度があります。

登録文化財制度は、指定文化財制度を幅広い範囲で補完するものです。また、推薦の過程等において、市民の文化財保護に対する意識の醸成が期待され、文化財をより身近なものとして位置付けることにも役立ちます。今後の登録文化財制度の導入に向けて、検討を進める必要があります。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組みが必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

2-1 文化財の保存管理対策の推進

天神社の市文化財の新指定・建造物の国文化財登録への意見具申・指定、登録文化財の現状確認と保護への助言、文化財所有者、管理者への管理謝金や税の優遇措置などの支援・防火対策の実施

2-2 文化財の担い手の育成・支援

補助金制度などを用いた伝統文化事業への支援や体験場所の提供

2-3 文化財保護制度の充実

文化財保護審議会の開催

施策の柱3 文化財の普及啓発及び活用の推進

【文化財の普及啓発と活用】

文化財の活用にあたっては、まず、その文化財を知り、重要性を理解することが望まれます。魅力的な形で、わかりやすくその価値を伝えることが、文化財を共通の財産として理解し、今後、どのように保存・活用し、未来へ継承したらよいかを考える機会となります。例えば、市民が手に取りやすい文化財ガイドブックやホームページコンテンツの充実等、利用しやすい情報の発信が求められます。

【学校教育における普及啓発と活用】

次世代を担う子どもたちが、地域の歴史や文化を理解し、考える際に、地域の文化財は適切な題材となります。学校の教育活動の中で、郷土の歴史や文化を学ぶ環境づくりがなされるとともに、文化財を地域の財産として守り、受け継いでいく意識を醸成していくことが求められます。

【生涯学習における普及啓発と活用】

出前講座等のアンケート結果からは、文化財についての知識や学習機会を求める意見が多く、市民の学習意欲を高める機会の提供が求められています。公民館や図書館等と連携を図り、文化財に関連した取組等、市民が学ぶ環境づくりが重要です。

【市民参画による普及促進】

地域の文化財等を保存するためには、市民の理解・協力が不可欠です。文化財の周辺環境の維持や文化財制度の運用にあたっては、市民や市民活動団体の参画や地域社会との連携等により推進することが重要です。

【地域の活性化等への活用】

文化財等を活用した地域の活性化を展開するには、市内事業者や商店会等と連携し、歴史・文化を活かしたまちづくりの仕組みづくりが望まれます。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組みが必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

3-1 文化財情報の公開・発信

市の刊行物での情報発信・「VR下野谷縄文ミュージアム」アプリの配信開始・図書館HPでの電子化資料の提供・多摩郷土史フェアでの刊行物の販売等

3-2 文化財を活用した学校教育等の充実

下野谷遺跡に関する授業の実施（市立中学全9校・小学校1校）・授業での「VR」の活用・小学校郷土クラブの支援・縄文給食（小学校1校）・郷土資料室での社会科見学、職場体験の受け入れ、出張郷土資料室の実施、夏休みの自由研究のサポートの実施など

3-3 生涯学習と連携した文化財に親しむ機会づくり

出前講座の実施・郷土資料室、公民館、図書館、高齢者大学、屋敷林、非核平和事業などでの文化財講演会等の実施・伝統文化や昔遊びに幅広い年代が触れることの出来る機会の提供、縄文体操の実施

3-4 市民の参加による文化財普及啓発の推進

市民団体等との共催、協力による文化財普及事業、市民との共同研究、在住文化人や伝統芸能や技術保持者を講師とした講座の実施

3-5 文化財を活かした地域の魅力づくり

地元商店会の協力を受けた「下野谷遺跡関連商品」の販売・東伏見駅前等に下野谷遺跡関連モニュメントを設置・みどりの散策路などまち歩きの実施・昔と今の農業学習の実施

施策の柱4 文化財の保護環境の充実

【都市計画との連携】

文化財には、有形文化財（建造物・美術工芸等）、無形文化財（工芸技術等）、有形民俗文化財、無形民俗文化財、遺跡等の記念物等があります。有形・無形、指定・未指定を問わず、文化財を相互に関連のある一定のまとまりとしてとらえたり、文化財の周辺の自然環境等を地域の歴史・文化を伝える要素として、文化財と一体となった価値をなすものと位置付け、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるためには、文化財保護行政だけではなく、都市計画やまちづくり等との総合調整が求められます。

【文化財の保護・学習拠点の整備・充実】

西原総合教育施設内の郷土資料室は、文化財の整理や管理、展示、学習の場等としての機能がありますが、今後の文化財を活用したまちづくりを進めるに当たり、文化財の保存・活用の拠点として、複合的な機能を持つ「地域博物館」や「郷土資料館」としての機能充実や機能向上が期待されます。今後の保存・活用の拠点として、「地域博物館」の設置の検討が求められています。

【関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携】

学校教育や生涯学習に加えて、まちづくりや地域の魅力として文化財を活用した取組を進めるためには、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要です。例えば、国史跡である下野谷遺跡は、石神井川との関係性を考慮した周辺環境一帯の景観を含め、一体的な整備や活用を進めることが重要であり、庁内部署、国・東京都と調整・連携を図る必要があります。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組が必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

4-1 都市計画と連携した文化財保存・活用の環境づくり

文化財情報を掲載した「お出かけ図鑑」の増刷、カードラリー、「みどりの散策マップ」などを活用したまち歩き推奨・下保谷四丁目特別緑地保全地区の保存のための用地買収の完了・地域資源の積極的な活用を方針の一つとした「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」の策定

4-2 文化財の保護・学習拠点の整備・充実

郷土資料室収蔵資料の継続的なデータベース化・展示パネル等のリニューアル・自由研究への助言等、郷土資料室の学習拠点としての利用の推進・ボランティアや市民活動団体と連携した事業の実施

4-3 新たな保存・活用拠点の設置検討

「史跡下野谷遺跡保存活用計画」に地域博物館等の施設の設置検討をあげた

4-4 推進体制の充実

市民活動団体との連携・地元商店会等との連携・早稲田大学、早稲田大学高等学院、東大生態調和農学機構との連携、協力

4-5 関係する機関・団体との連携強化

都、近隣自治体との連携・友好都市（北杜市）との交流事業、多摩六都科学館との共催事業の実施

施策の柱5 下野谷遺跡の保存・活用

【下野谷遺跡の概要】

下野谷遺跡は、戦前から縄文土器の出土が知られており、1974年（昭和49年）には、遺跡の範囲や内容を知るための第1次調査が行われました。その後現在まで22回にわたる本格的な調査が行われており、南関東最大級の縄文時代中期の大集落のひとつであり、双環状集落という特徴を持つことが判明しました。2007年（平成19年）には保護のために、市は遺跡の一部を公有地化し、下野谷遺跡公園として開園しています。その後、市民活動による保護の機運も醸成され、都市部に良好に残された遺跡として2015年（平成27年）3月に国の史跡に指定されました。

【調査研究の推進】

今後は、国史跡として確実に保護するとともに、継続した調査・研究を進め、歴史文化の解明に役立て、発信していく必要があります。

【継続的な保存・管理と史跡や設備の整備】

そのためには、保存・管理を目的とした調査も実施し、周辺環境の整備や保存・管理計画等の作成の検討を進める必要があります。また、今後は、地域資源としての活用を目指し、歴史・地域の学習の場としての遺跡の活用や、環境の整備等の必要性が生じています。

また、調査、情報発信・活用の拠点となるような地域博物館の設置についても検討する必要があります。

【活用の推進】

一方で、市民の認知は進んでおらず、遺跡についての周知と、理解の促進が必要です。

また、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組み、調査・研究や保存・管理を進めるとともに、生涯学習・学校教育への活用、市民と協働した取組や事業、市内事業者等と連携した地域活性化の取組等の仕組みづくりを行うことが求められています。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組が必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

5-1 史跡の継続的な調査・研究

史跡の内容確認調査や未整理遺物の整理・データベースの継続的な構築・市民協働の研究

5-2 史跡の継続的な保存・管理

保存管理の基本方針等を示した「史跡下野谷遺跡保存活用計画」の策定・追加指定・指定地の管理・史跡用地の取得

5-3 史跡整備と展示施設の設置

整備の基本方針などを示した「史跡下野谷遺跡保存活用計画」の策定・計画に展示施設の検討について掲載

5-4 史跡の活用の推進

史跡での事業の実施・学校教育での活用推進・関連商品の販売・他の団体との連携事業の促進